

## 飼養施設や設備の管理に関する基準

○飼養施設の管理及び当該設備の管理に関する基準		(基準省令第3条第1号)
イ	飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。	
		(1) 飼養施設の建物及びこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有すること。
		(2) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺的生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
		(3) 一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
		(4) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。
		(5) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺的生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
		(6) 動物の鳴き声により周辺的生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
		(7) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。
ハ	飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。	
		(3) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。(草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。)
		(5) <u>保管業者及び訓練業者</u> にあっては、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
		(7) 分離型運動スペースは、常時、 <u>犬又は猫</u> の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。